

令和8年度第2回しまね社会貢献基金クラウドファンディング事業

募集要項

1 目的・趣旨

島根県では、県内における社会貢献活動のより一層の活性化を図ることを目的に「しまね社会貢献基金」を活用し、NPO法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援しております。

本事業は、しまね社会貢献基金登録団体が提案する事業について、クラウドファンディングの手法により寄附金を広く募集し、事業に必要な経費の助成を行うものです。

クラウドファンディング事業の活用の考え方

NPO は、非営利の社会貢献活動を行う団体であるため、活動の財源は主に会費と寄附が基本です。

一方で、例年にはない特別な事業やイベントを実施するため、これらの資金だけでは事業を行うことが難しい場合もあるかと思えます。

このため、島根県では「しまね社会貢献基金」によるクラウドファンディング事業で、NPOの活動を支援するため、県民活動応援サイト「しまねいきいき広場」などを活用し、NPOの活動を広くアピールし、団体と一緒に寄附を募ることとしています。

県は、県民や企業等のみなさまからの貴重な寄附金を一時的にお預かりし、活動に係る経費について「公金」として執行するため、寄附金の使途が適切であるか、活動の実現性や実行性を厳正に審査しています。

については、申請される団体においては、この制度を活用して、より多くの資金を獲得し、活動を実現していくことを期待するとともに、申請の際は、制度の趣旨をよく理解し、申請額を精査の上、お申込みください。

2 応募資格者

しまね社会貢献基金の登録団体及び登録予定団体（主たる事務所の所在地が島根県内で、活動期間が1年以上である団体等、島根県社会貢献活動推進事業実施要綱の登録要件を満たすこと。）

3 募集事業

団体が自由な発想や専門的な知識等を活かして取り組む事業を募集します。

(1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。

(2) 基本的な条件は以下のとおりです。

- ① 団体自らが企画・実施するものであり、団体の事業計画に位置づけられていること。
- ② 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。
- ③ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。
- ④ 県の他の補助金、交付金等を受ける事業でないこと。

4 事業実施期間

採択日から令和9年3月31日まで

※採択前及び令和9年4月1日以降にかかった経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

5 対象となる経費

活動支援事業に要する経費

6 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

令和8年6月15日(月)17時 必着 持参・郵送又はメール

(2) 提出書類 ※様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。

島根県NPO活動推進室HP「クラウドファンディング事業」

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/kikin/crowdfunding/R8_crowdfunding.html

- ① 事業申請書(様式第4号の2)
- ② 事業実施計画書(様式第4号の2別紙1)
- ③ 「島根いきいき広場」寄附募集画面記載項目(様式4号の2別紙2)
- ④ 団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
- ⑤ 提案事業及び活動内容のわかる参考資料(A4サイズ片面5枚以内)

👉 申請をする前に！

クラウドファンディングでより多くの支援を集めるためには、仲間集め、具体的な計画の策定、支援者(寄附者)の分析、共感を呼ぶPR戦略等々、入念な準備がとても重要です！

公益財団法人ふるさと島根定住財団では下記支援メニューを実施していますので、本事業申請にあたってぜひご活用ください！(詳細は同封のチラシをご覧ください)

・専門相談

クラウドファンディングや寄附の集め方など様々なファンドレイジング(資金調達)における悩みや相談について、認定ファンドレイザーから個別にアドバイスを受けることができます。

<https://furefure-shimane.jp/support/advice/>



相談料無料！

・【参考】ファンドレイジング計画書を作ろう！(資金調達セミナー)

資金調達を実践したい団体におすすめのセミナーです。ワークショップを交えながらファンドレイジングの基礎を学び、実践に役立つファンドレイジング計画の立案を目指します。

※ふるさと島根定住財団では資金調達セミナーを年複数回開催しています。

今年度は、6月～7月頃に開催予定です。本事業のご応募をご検討の場合、ぜひセミナーにご参加ください。

7 選考・審査

(1) 選考は、別に定める審査基準に基づき事務局(島根県NPO活動推進室)により行います。

(2) 審査のポイント

- ① 事業の目的及び公益性
- ② 団体の事業計画における位置づけ
- ③ スケジュール
- ④ 団体の事業遂行能力、予算の妥当性 等

8 採択・事業実施

(1) 採択した事業については、実施方法・事業費などについて条件を付す場合があります。

(2) 採択通知送付後、申請時に定めた募集開始日から「県民活動応援サイト 島根いきいき広場」において、クラウドファンディングによる寄附募集を開始してください。(※アカウント登録が必要です。)

- (3) クラウドファンディングにより寄附を募集する期間は、募集開始から最長2ヶ月間とします。当初1ヶ月間と設定した場合でも、1ヶ月経過後に目標額に達していなければ延長は可能です。
- (4) 目標額を達成した時点で、募集期間内であっても寄附募集は停止し、目標額を超過する寄附があった場合、超過分は団体が実施する別の事業に活用することができます。(別途申請が必要です。)
- (5) 寄附募集期間中に目標額に達しなかった場合は、募集期間を経過した時点の寄附金額で事業を実施していただきます。

9 その他

- (1) 事業実施にあたってポスターやチラシ等で外部に情報発信される場合は、当該支援事業である旨を明示してください。
- (2) 事業完了後に、実施団体には「事業報告シート」を作成・提出していただきます。「事業報告シート」は県ホームページ等に掲載し、事業成果を県民に広く周知します。
- (3) 申請書類の記載方法、クラウドファンディングに供する項目の記載内容など、申請前に相談を受け付けますので、ご不明な点があれば、県NPO活動推進室までお問い合わせください。
- (4) 寄附に対する返礼品を設定することはできませんが、「対価とは言えない程度の返礼品」に限り寄附のお礼状とともにお渡しいただくことは可能です。ただし、寄附を募集する際に、島根いきいき広場においてその旨を記載することはできません。

<対価とは言えない程度の返礼品の例（NPO法の認定基準における内閣府見解）>

- ・活動報告書・無料の会報誌
 - ・団体が運営する施設等の作業の一環で作成した手芸品
 - ・団体名などを記した簡素な文具
- ※団体の活動を周知するためのものに限ります。

【申請書等提出先・問い合わせ先】

島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室
住 所：島根県松江市殿町1番地
電 話：0852-22-5096
メール：npo@pref.shimane.lg.jp